

筑波大学附属桐が丘特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年 2月19日 策定
令和 7年 3月10日 改訂
筑波大学附属桐が丘特別支援学校長

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって、当校では、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

学校は、本方針の趣旨や内容等について保護者会等の機会を活用して、これを周知し、理解と協力を得られるように努める。

いじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者やその他関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(保護者の役割)

保護者は、子供の教育について第一義的責任を有する存在であり、保護する子供がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努める必要がある。

(学校と保護者との連携)

子供の誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、どちらの立場になったとしても学校と保護者との連携は不可欠である。学校は保護者の心情に寄り添いながら共に連携し、いじめ防止等を進める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1)基本対策

①学校におけるいじめの防止

- ア いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを学校の基本方針として確認し、以下のことに取り組む。
- イ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育等の充実を図る。
- ウ 本方針を全校保護者会及び入学者説明会で説明して共有し、保護者との連携を図る。
- エ 本方針を当校ウェブサイトのトップページから閲覧できるようにし、地域住民やその他関係者等にも、学校はいじめ防止の姿勢を明確に示す。

②いじめの早期発見のための措置

- ア いじめ調査等
いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - (ア) アンケート調査の実施（5月・10月 対象：全児童生徒）
 - (イ) 個別面談の実施（5月・10月・随時 対象：全保護者）
- イ いじめ相談体制
児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制を整える。
 - (ア) カウンセリング室の実施（開室：月曜日10:00～16:00）
 - (イ) 学校あんしん推進相談窓口（相談員）の設置
スクールカウンセラーの活用を促すため、児童生徒との全員面談等を実施し、児童生徒が相談しやすい関係性の構築に努める。学校あんしん推進相談窓口については、全児童生徒及び保護者に紹介するとともに、他の附属学校に設置される同相談窓口（相談員）にも相談できる旨を説明し、活用を促す。
- ウ 児童生徒情報の共有
学年会（担任・副担任 隔週1回以上）において、日常における児童生徒の様子で気になる点があれば共有し、必要と判断される情報は、速やかに学部主事に報告する。
- エ いじめの防止等のための職員研修
いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。また、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として情報モラルに関する指導及び研修会等を行う。

(2)いじめ防止等に関する措置

①いじめの防止等の対策のための組織「児童生徒指導会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「児童生徒指導会議」を設置する。

<構成員>

校長、副校長、主幹教諭、小学部主事、中学部主事、高等部主事、支援部長、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、附属学校教育局指導教員

<活動>

- ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- イ いじめ防止に関すること。
- ウ いじめ事案への対応に関すること。
- エ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。

<開催>

月1回、児童生徒指導会議を定例で開催し、児童生徒に関する情報交換を行う。

また、各学期に1回、拡大会議（下線付きの構成員を含む全員参加）を開催し、附属学校教育局指導教員等から助言を受け、いじめ防止に努める。

いじめが疑われる事案を確認した場合は、「児童生徒指導会議」の臨時会を緊急に開催する。臨時会には、当該事案に関係する学級担任をはじめ、関係職員が適宜加わる。速やかに関係情報を収集し、全体像の把握に努めるとともに、対応の手順及び役割分担を確認し、組織的かつ迅速に必要な措置を講じる。

②いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援といじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるとき、またいじめを行った児童生徒が他の児童生徒との接触を控える必要があると認められるとき、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、附属学校教育局及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態が発生したものとして次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、附属学校教育局に速やかに報告する。
- ②附属学校教育局と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記②の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記③の調査結果については、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤上記③の調査結果を踏まえ、対象児童生徒への心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行っていく。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価し改善に資する。

- ①いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること。